

2019年5月15日

記載例

申請者 事業者名：経済産業株式会社
 代表者氏名：経産 太郎
 発電設備名：経産バイオマス発電所
 発電設備の出力(kW)：1,000
 運転開始予定日：2021年10月1日

バイオマス原料・燃料の調達及び使用計画書

再生可能エネルギー発電事業におけるバイオマス原料・燃料の調達及び使用計画は下記のとおりです。

1. 使用原料・燃料

※以下に例示する（1）～（4）の項目のうち該当する項目を記載し、該当しない項目については削除すること。なお、例示にない原料がある場合は、当該原料の項目を追加して記載すること。

(1) 畜産業・農業・水産業廃棄物

原料名	年間使用数量 (t/年) (注1)	調達地域 (注2)	調達先	購入 (処理料) 単価 (円/t) (注3)	備考 (注4) (注5)	
家畜糞尿	1,500 t	〇〇県 〇〇市	〇〇農場	100 円 (処理料 ～～円)	乳牛 100 頭 馬 100 頭	
	1,500 t	〇〇県 〇〇町	株△△	100 円 (処理料 ～～円)	鶏 1,000 羽	
農業 残渣	トマト (規格 外)	500 t	〇〇県 〇〇市	□□農園	100 円 (処理料 ～～円)	※バイオマス原料 として使用する以 前の現状を記載
	稲わら	300 t	〇〇県 〇〇町	□□農園	100 円 (処理料 ～～円)	
	トマトの 茎	200 t	〇〇県 〇〇市	□□農園	100 円 (処理料 ～～円)	
水産加工残渣)	1,000 t	〇〇県 〇〇市	株◇◇水産	100 円 (処理料 ～～円)	魚のアラ等	
計	5,000 t					

【メタン発酵ガス用（メタン発酵ガス購入の場合を含む）】

(2) 食品廃棄物（注6）

原料名	年間使用数量 (t/年) (注1)	調達地域 (注2)	調達先	購入(処理料)単価 (円/t)	備考
パンくず 調理くず 食べ残し コーヒーかす	<ul style="list-style-type: none"> ・パン工場 100 t ・給食センター 50 t ・飲料製造工場 300 t 	〇〇県 〇〇市	<ul style="list-style-type: none"> ・(株)〇〇製パン 〇〇工場 ・△△市学校 給食センター ・□□飲料(株) □□工場 	<ul style="list-style-type: none"> ・パン工場 ▲8,000円 (処理料金～～円) ・給食センター ▲25,000円 (処理料金～～円) ・飲料製造工場 ▲7,000円 (処理料金～～円) 	
計	450 t				

(3) 下水汚泥

原料名	年間使用数量 (t/年) (注1)	調達地域 (注2)	調達先	購入(処理料)単価 (円/t)	備考
下水汚泥	200 t	●●県 〇〇市、△△町	〇〇下水処理場	▲20,000円 (処理料金～～円)	

(4) メタン発酵ガス ※メタン発酵ガスを購入する場合（注7）

燃料名	年間使用数量 (Nm ³ /年)	調達事業者	購入単価 (円/Nm ³)	備考
メタン発酵ガス	2,500,000Nm ³	××環境(株)	25円	

(注1) 素材（原料）生産者が複数にわたる場合は生産者ごとの調達予定数量を記載する。

農業・水産業及び食品廃棄物を原料とする場合は、使用数量を調達可能であることを証する書類（燃料安定調達書類等）及び説明書を別紙で添付すること。

(注2) 市区町村単位で記載し、複数市区町村にわたる場合は全ての市町村について記載すること。

(注3) 料金を徴収して原料を加工・処理する場合は、処理料単価を（ ）書すること。以下の項目も同じとする。

(注4) 原料が「家畜糞尿」である場合は、備考欄に家畜の種類及び飼養頭数を記載すること。

(注5) 原料が「農業残渣」である場合には、備考欄に当該バイオマス原料として使用する以前の現状

【メタン発酵ガス用（メタン発酵ガス購入の場合を含む）】

を記載すること。

(注6) 食品工場、薬品工場等の排出物を原料とする場合は、原料の安定供給証明書・契約書等の書類を添付すること。

(注7) メタン発酵ガスを購入する場合、メタン発酵ガス供給事業者との燃料安定供給証明書・売買契約書等の書類を添付すること。

また、メタン発酵ガスの使用原料についても、必ず1. (1)～(3)の該当項目欄に記載すること。

2. 使用原料の説明

原料名	都道府県・市町村名	一般廃棄物・産業廃棄物区分（廃棄物の場合）	廃棄物・有価物・自家処理区分（注8）	原料の具体的内容	一般廃棄物・産業廃棄物処分業許可証の要否（注8）
家畜糞尿	〇〇県 〇〇市	産業廃棄物	有価物	近隣酪農・養鶏業者で発生した家畜糞尿	不要
家畜糞尿	〇〇県 〇〇町	産業廃棄物	自家処理	自社養豚場で発生した家畜糞尿	不要
農業残渣	〇〇県 〇〇市、 〇〇町	事業系一般廃棄物	有価物	出荷規格外農作物、稲わら、トマトの茎	不要
水産加工残渣	〇〇県 〇〇市	事業系一般廃棄物	有価物	水産加工業者で発生した水産加工残渣	不要
食品廃棄物	〇〇県 〇〇市	産業廃棄物	廃棄物	出荷規格外商品、製造残渣、製造在庫、食べ残し	必要
食品廃棄物	〇〇県 〇〇市	産業廃棄物	廃棄物	飲食店の残飯	不要 ※条例による
下水汚泥	〇〇県 〇〇市、 〇〇町	産業廃棄物	廃棄物	下水処理後の発生活汚泥	必要

(注8) 使用原料が「廃棄物」に該当する場合は、原料のメタン発酵処理に一般廃棄物・産業廃棄物処分業許可を要するかどうかについて関係機関に確認し、当該許可が必要であれば、「一般廃棄物・産業廃棄物処分業許可証（写）」を添付すること。

ただし、使用原料が「廃棄物」に該当する場合であっても、廃掃法上の運用規定や条例等により上記の許可証が不要とされている場合は、当該許可が不要となる根拠を示す書面（廃掃法に係る運用規定、条例など）を添付すること。

なお、申請時点で一般廃棄物・産業廃棄物処分業許可証を取得していない場合は、次の2つの書面を添付し申請すること。

- ①廃掃法上の誓約書
- ②申請設備の運用に必要な廃掃法上の許可証及び許可証の取得に向けた対応状況

※事業計画認定申請書の記載要領（様式第1）に記載例あり

3. バイオマス原料・燃料の入手ルート（発生源～発電所）

※以下に例示する（1）～（4）の項目のうち該当する項目について記載し、該当しない項目については削除すること。なお、例示にない項目の原料がある場合は、当該原料の項目を追加し記載すること。

（1）畜産業・農業・水産業廃棄物

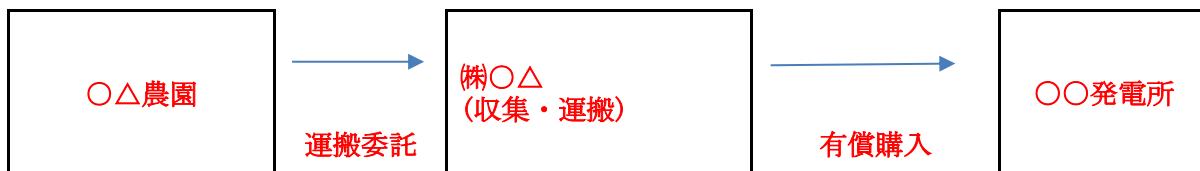
① 家畜糞尿



※当該原料の廃棄物該当性（注1 2）

廃棄物該当性の判断結果	「農場より排出される家畜糞尿であるため通常産業廃棄物に該当するものであるが、有償購入されるため廃棄物に該当しない。」と判断されました。
確認先（自治体名・担当課名・電話番号・確認日等）	△△県廃棄物対策課（TEL：・・・・・・） 平成30年6月1日 担当課へ訪問し確認いたしました。

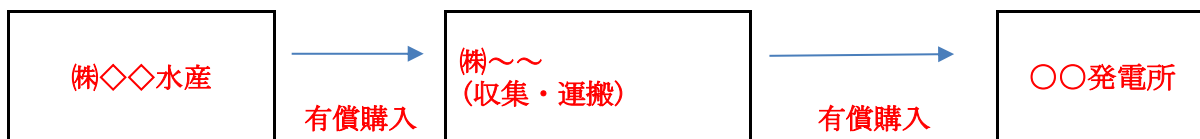
② 農業残渣



※当該原料の廃棄物該当性（注1 2）

廃棄物該当性の判断結果	「農園より排出される農業残渣であるため通常事業系一般廃棄物に該当するものであるが、有償購入されるため廃棄物に該当しない。」と判断されました。
確認先（自治体名・担当課名・電話番号・確認日等）	□□県□□市廃棄物対策課（TEL：・・・・・・） 平成30年6月10日 担当課へ訪問し確認いたしました。

③ 水産業残渣

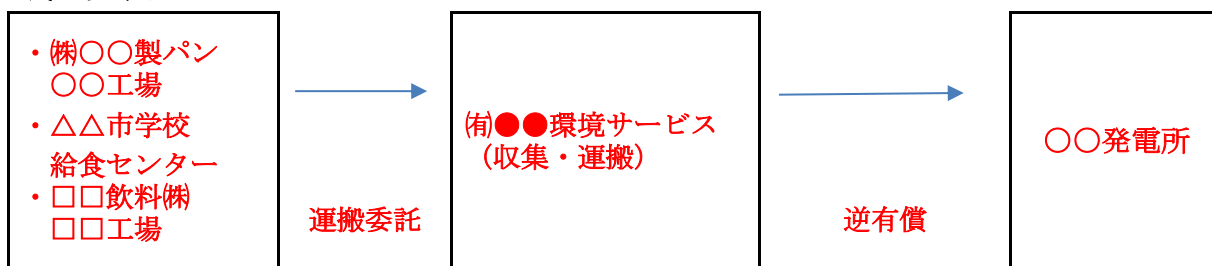


【メタン発酵ガス用（メタン発酵ガス購入の場合を含む）】

※当該原料の廃棄物該当性（注1 2）

廃棄物該当性の判断結果	「水産加工場より排出される食品残渣であるため事業系一般廃棄物に該当するものであるが、有償購入されるため廃棄物に該当しない。」と判断されました。
確認先（自治体名・担当課名・電話番号・確認日等）	〇〇県〇〇市廃棄物対策課（TEL：・・・・・・） 平成30年6月13日 担当課へ訪問し確認いたしました。

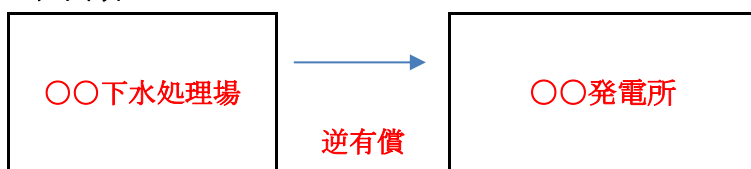
(2) 食品廃棄物



※当該原料の廃棄物該当性（注1 2）

廃棄物該当性の判断結果	「食品工場、飲料工場より排出される食品残渣であるため産業廃棄物にする。」と判断されました。 「給食センターより排出される食品残渣であるため産業廃棄物にする。」と判断されました。
確認先（自治体名・担当課名・電話番号・確認日等）	〇〇県廃棄物対策課（TEL：・・・・・・） 平成30年6月15日 担当課へ訪問し確認いたしました。

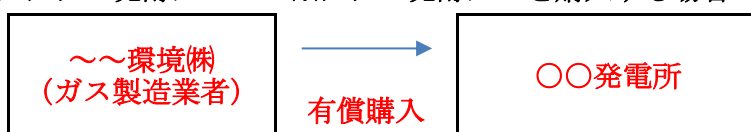
(3) 下水汚泥



※当該原料の廃棄物該当性（注1 2）

廃棄物該当性の判断結果	「下水処理場より排出される下水汚泥であるため産業廃棄物にする。」と判断されました。
確認先（自治体名・担当課名・電話番号・確認日等）	〇〇県廃棄物対策課（TEL：・・・・・・） 平成30年6月18日 担当課へ訪問し確認いたしました。

(4) メタン発酵ガス ※メタン発酵ガスを購入する場合



(注9) 取引ルート各段階には原則として事業者名（会社等名）を記載するとともに、事業者が行う事業内容（例えば、「原料排出」、「収集・運搬」、「メタン発酵処理」など）を記載すること。

【メタン発酵ガス用（メタン発酵ガス購入の場合を含む）】

(注10) 各段階の取引が「有償購入」、「無償」、「逆有償」のいずれに該当するか記載すること。

(注11) メタン発酵ガスを購入する場合は、メタン発酵ガスの使用原料についても、必ず2.(1)～(4)の該当する入手ルートに記載すること。

(注12) 使用原料については、廃棄物該当性について判断権者の判断・見解を確認する必要がある。使用原料が有価物である場合は、原則として有償購入することを証する売買契約書等を添付し、当該原料の廃棄物該当性について、判断権者の判断・見解を確認し、確認先及び判断結果等を記載すること。(判断権者は、産業廃棄物については各都道府県(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第27条に規定する市を含む。)の廃棄物担当課、一般廃棄物については各市町村の廃棄物担当課です。)

4. 発酵残渣[消化液(固液分離する場合は固分、液分の両方)]の取扱いについて(堆肥・液肥利用、浄化処理等)

発酵残渣は、固液分離の後、固形分は再生敷料として、液体(消化液)は品質の安定した肥料として、〇△県〇△市の畜産農家及び耕種農家の圃場で利用する。

5. 発酵残渣以外の熱等の副生成物の処理又は利用法

発電時に発生する熱(温水)をメタンガス発酵槽の凍結防止に使用し、周年安定生産を可能とするとともに、施設内の機器の洗浄に利用する。

6. 事業円滑化のための地域社会に対する対応(事業推進方策等)

説明年月日：平成30年6月24日

説明方法：近隣住民説明会開催

地域住民の反応：近隣河川・用水路の水質汚染についての懸念

対応策等：液肥として最大限活用する。排水については浄化処理する。

7. その他(特記事項等)